

令和元年第12回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年12月9日(月)午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 14(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
欠席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局

事務局 江本 昭二郎
柴田 歩美
産業課 小林 大輝

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第4 議案第3号 築上町農用地利用集積計画（所有権移転関係）について
- 第5 議案第4号 令和元年度農地利用集積計画書（案）について
- 第6 議案第5号 築上町農業振興地整備計画の一部変更について
- 第7 議案第6号 非農地証明願について
- 第8 報告事項
- 第9 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和元年第12回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） おはようございます。ただいまの出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第12回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、4番：椎野委員と6番：西田委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第1号の1、申請人：[]さんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8番（椎葉委員） この案件につきましては、築上町清掃センターから西に150m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：[]さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員）

この案件につきましては、下城井公民館から北に190m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の3、申請人：[]さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員）

この案件につきましては、県道求菩提椎田線沿いにある農地です。今回、[]者の[]在住の[]さんが、[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の3について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の4、申請人：■■■■さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

2番（宮野委員） この案件につきましては、山びこ保育園から南東に460m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の4について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の5、申請人：■■■■さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、築城ICから東に345m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの5番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の5について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の5、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の6、申請人：[]
[]さんの件について、横山委員さんから説明をお願いします。

5番（横山委員） この案件につきましては、松丸集落センターから南西に485m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの6番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の6について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の6、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の7、申請人：■■■■さんの件についてですが、農業委員会法第31条の規定によりまして■■■■委員さんには退席していただきますのでご了承ください。

（■■■■委員退席）

議長（蛭崎会長）

それでは、椎野委員さんから説明をお願いします。

4番（椎野委員）

この案件につきましては、松丸集落センターから北西に460m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの7番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の7について、許可することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の7、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。退席者を呼んでください。

（■■■■委員着席）

議長（蛭崎会長）

続きまして、議案第1号の8、申請人：■■■■さんの件についてですが、農業委員会法第31条の規定によりまして■■■■委員さんには退席していただきますのでご了承ください。

（■■■■委員退席）

議長（蛭崎会長）

それでは、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきましては、広末集会所から南に78m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■在住の■■■■■さんが■■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの8番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の8について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の8、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。退席者をお呼びください。

（■■■■■委員着席）

議長（蛭崎会長） 続きまして、議案第1号の9、申請人：■■■■■さんの件については私が確認しております。本来であれば、ここで議長を交代しなくてはいけませんが、議事進行上、そのまま私が進行してよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） それでは、説明に入ります。この案件につきましては、上り松公民館から北西に270m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■在住の■■■■■さんが■■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの9番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の9について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の9、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第2号の1、申請人：[redacted] さんの件についてですが、農業委員会法第31条の規定によりまして[redacted] 委員さんには退席していただきますのでご了承ください。

([redacted] 委員退席)

議長（蛭崎会長） それでは、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては奈古集落センターから南に40m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、農業用施設により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[redacted] [redacted] さんに[redacted] 在住の[redacted] さんが土地を売買し、倉庫及び苗置場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の1については、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。退席者を呼んでください。

（■■■■委員着席）

議長（蛭崎会長） 続きます。議案第2号の2、申請人：■■■■
■■■■さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、東築城保育園から北西に30m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■
■■■■さんに■■■■在住の■■■■さんが土地を使用貸借し、駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

事務局 補足説明ですが、事前に現地確認を行なったところ、既に駐車場になっていました。吉田委員さんが見に行かれた後だと思えます。始末書を出してもらうように指導しています。次回の会議に付けます。

議長（蛭崎会長） 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の2については、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「築上町農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号については、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第4号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第4号「令和元年度農地利用集積計画書について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第4号について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第5号

議長（蛭崎会長） 日程第6、議案第5号「築上町農業振興地整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案説明 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第5号について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第6号

議長（蛭崎会長） 日程第7、議案第6号「非農地証明願について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案説明 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第6号については、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第8、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第8、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

農地法第18条第6項の規定による合意解約 4件

農業耕作者・管理者名義変更届 2件

農地法施行規則第29条第1項届 1件

農地改良行為届 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和元年第12回築上町農業委員会定例総会の議事は全て終了しました。これにて閉会といたします。

令和元年12月 9日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

4番委員（椎野 洋文 委員）： 椎野 洋文



署名委員

6番委員（西田 浩二 委員）： 西田 浩二

